

「外国人患者を受け入れる拠点的な 医療機関」の選定について

(1)各都道府県に求められる取組(総論)

- 我が国全体で観光立国が推進される中で、各都道府県においても外国人観光客の増加による地域の活性化に向けてそれぞれ取り組みが進められているが、一方で訪日外国人が安心・安全に医療を受け、帰国できる体制の整備についても併せて取り組むことが求められている。
- このためには、各都道府県の衛生部局が観光部局等と連携し、また、管内の市町村や医師会・関係団体とも連携して、2019年のラグビーワールドカップの開催や2020年のオリンピック・パラリンピックの開催も念頭に体制づくりを進めることが必要。
- 政府としても取り組みを推進するために、6月14日に「訪日外国人に対する適切な医療等の確保に関するワーキンググループ」が開催されたところであり、厚生労働省としても自治体・関係団体と協力して、訪日外国人・在留外国人が安心・安全に医療機関を受診できる体制づくりに向けて取り組みを推進することとしている。
- このような状況を踏まえ、都道府県が、それぞれの地域の実情に応じた具体的取り組みを進めることが求められる。検討課題としては、例えば次のようなものが考えられる。
 - ① それぞれの地域における実態・課題等の把握
 - ② 外国人の受入が可能な医療機関の選定
 - ③ 外国人を受け入れる医療機関の受入体制の整備
 - ④ 外国人を受け入れる医療機関向けの医療通訳や翻訳機器等の活用体制の整備
 - ⑤ 外国人を受け入れる医療機関における円滑な支払の確保に向けた体制の整備
 - ⑥ 外国人を受け入れる医療機関に関する関係者間での情報共有
 - ⑦ 地域の医療機関・行政の担当窓口の体制整備
 - ⑧ 地域の行政・医療機関・消防・旅行・宿泊等の関係者による連携体制の構築 など
- 厚生労働省は、2018年6月の都道府県衛生部長会において、都道府県に対して、以下の取組を依頼すると予告したところ「地域における外国人患者の受入拠点となる医療機関」を選定すること
 - 都道府県毎に、「重症例を受け入れ可能な医療機関」を1カ所以上選定
 - 外国人観光客が多い二次医療圏では、「軽症例の受け入れ可能な医療機関」を選定

「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関」の選出要件

都道府県に依頼する文面(案)は以下のとおり (赤字は今回追記したところ)

都道府県におかれては、同時に提供するデータを参考にしながら、以下の(1)または(2)に相当する医療機関を選出していただきたい。

(1) 都道府県単位の「重症例¹⁾を受入可能な医療機関」

① 都道府県の医療計画における二次以上の救急医療機関

② 言語対応: 多言語での対応が可能であること

※ 言語の種類は医療機関の実情にあわせて設定するものとする

※ 医療通訳者、電話通訳、デバイス等の形式は問わない

(2) 2次医療圏単位の「軽症例を受入可能な医療機関(診療所・歯科診療所も含む)」

① 対象となる医療圏: **全ての医療圏。**

特に、以下のア～エに該当する医療圏からの選出は、速やかな選出をお願いしたい。

ア ラグビーW杯またはオリンピック・パラリンピックの開催地を含む医療圏

イ 訪日外国人観光客の多い医療圏

ウ 在留外国人が多い医療圏

エ その他、都道府県が指定する医療圏

② 診療時間: 特に制限を設けない

③ 診療科: 特に制限を設けない

④ 言語対応: 多言語での対応が可能であること

※ 言語の種類は医療機関の実情にあわせて設定するものとする

※ 医療通訳者、電話通訳、デバイス等の形式は問わない

都道府県は、選出した医療機関の受入患者数や重症度等を適宜把握し、地域において求められる外国人患者への医療提供体制の整備に活用すること。

1) 入院を要する救急医療

外国人患者に対する医療提供体制整備等の推進【新規】

平成31年度予算案 1,518,259千円(0千円)

背景

- 平成29年の訪日外国人は2,869万人にのぼり、訪日外国人が増加する中、外国人患者が安心・安全に日本の医療機関を受診できる体制を整備することが重要である一方、医療機関においては、意思疎通や未収金発生の問題などの課題が指摘されている。
- 「自民党政務調査会 外国人観光客に対する医療PT」が、「外国人観光客に対する快適な医療の確保に向けた第一次提言」(平成30年4月27日)を取りまとめ、以下の対応策を行うことが求められた。
- 政府の健康・医療戦略推進本部の下に「訪日外国人に対する適切な医療等の確保に関するワーキンググループ」が設置され、「訪日外国人に対する適切な医療等の確保に向けた総合対策」(平成30年6月14日)が取りまとめられた。

「外国人観光客に対する快適な医療の確保に向けた第一次提言」における要望(抄)

- **外国人観光客を医療機関等へつなぐ協力体制整備**
-国は、特に外国人観光客の受診が急増している地域等において、対策協議会の設置やそれに基づく地域横断的な仕組みを構築するモデル事業を2019年度中に開始する。
- **医療機関等の窓口における外国人観光客対応力の向上**
-自治体と関係機関の緊密な連携のもとに実施できるよう必要な支援を行う。また(略)ワンストップの対応を行うために、自治体に窓口を設ける。
- **医療機関等における外国人観光客への研修強化**
-医療文化・習慣の相違に配慮した診療提供のための研修を厚生労働省が観光庁等の関係省庁や自治体と連携して行う。
(略)また、厚生労働省は、地域の実情に応じて、重点病院等において活躍する外国人向け医療コーディネーターの養成と配置を進める。
- **医療機関等における医療通訳・多言語対応の体制整備**
-医療機関等における多言語でのコミュニケーションの体制整備を行う。(略)2019年度中に、少なくとも地域の外国人観光客受入の拠点となる病院には必要なICTツールがインストールされたタブレット等が完備されるようにすべきである。
-希少言語については、国内に医療通訳のニーズも少なく、加えて、通訳者が少ないことから、民間事業者としては、運営整備が困難である。海外では、希少言語の医療通訳に関しては、政府が一元運営している事例もあることから、整備は全国単位で考えていくことを検討する。

新規に実施する事業

都道府県単位の医療・観光等連携ワンストップ対応

- 都道府県に、地域の課題の協議等を行う業界分野横断的な関係者による協議会を設置し、実態の把握・分析や受入医療機関の整備方針の協議、リスト作成と関係者への周知、地域の課題の協議などを行う。
- 都道府県に、医療機関等から寄せられる様々な相談にも対応できるワンストップ窓口を設置する。



希少言語も含めて対応可能な遠隔通訳サービス

- 民間サービスがなく、行政が通訳者を確保することも難しい希少言語にも対応可能な遠隔通訳サービスを提供。



Sila menjaga diri sendiri
Mangyaring alagaan ang iyong sarili
Выздоровливайте

医療コーディネーター等養成研修

- 医療機関の外国人患者受入対応能力向上のため、医療コーディネーター等の養成研修等を実施。

翻訳ICT技術に対応したタブレット端末等の配置

- 外国人受入の拠点となる医療機関に、受付から支払までの流れを一貫して支援することが可能な翻訳ICT技術に対応したタブレット端末等を配備

本県の「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関」の選定手順等

○協議体の設置

- ・医療機関、医師会、県歯科医師会、薬剤師会、消防機関、観光・宿泊事業関係者、多文化共生団体、行政等を構成員とし協議（医療審議会に関係者を加える予定）。
- ・二次医療圏ごとに選定する医療機関については、保健所単位の「地域医療構想調整会議」の場を活用して協議。

○協議事項

- ①「外国人患者で入院を要する救急患者に対応可能な医療機関※1」の選定
- ②「外国人患者を受入可能な医療機関※2」の選定
- ③その他、外国人患者を受け入れるにあたっての課題や対応 等

※1 外国人患者で入院を要する救急患者に対応可能な医療機関の要件は、○都道府県で1カ所以上、○二次以上の救急医療機関、○多言語での対応が可能な医療機関。

※2 外国人患者を受入可能な医療機関の要件は、○全ての二次医療圏で1カ所以上、○二次以上の救急医療機関、○診療科目や診療時間は特に設けない、○多言語での対応が可能な医療機関。

○スケジュール

- 6月 ・関係団体への説明、協議体の設置
・外国人患者受入拠点施設としての医療機関に対する意向確認（現状の体制把握含む）
- 8月 ・意向結果等を踏まえ、地域医療構想調整会議で協議
- 9月 ・協議体で選定医療機関を選定※3
⇒2020年以降は、外国人受入れ実績や課題を確認し、新たな指定など必要に応じて見直し

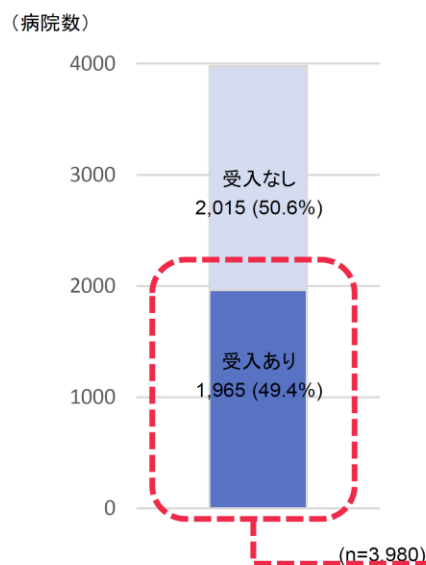
※3 外国人患者を受入可能な医療機関については、ラグビーワールドカップやオリンピック・パラリンピック開催地や訪日外国人・在留日本人が多い地域は令和元年5月31日までに、その他は令和元年9月30日までに選定することとなっている。

医療機関における外国人患者の受入れに かかる実態

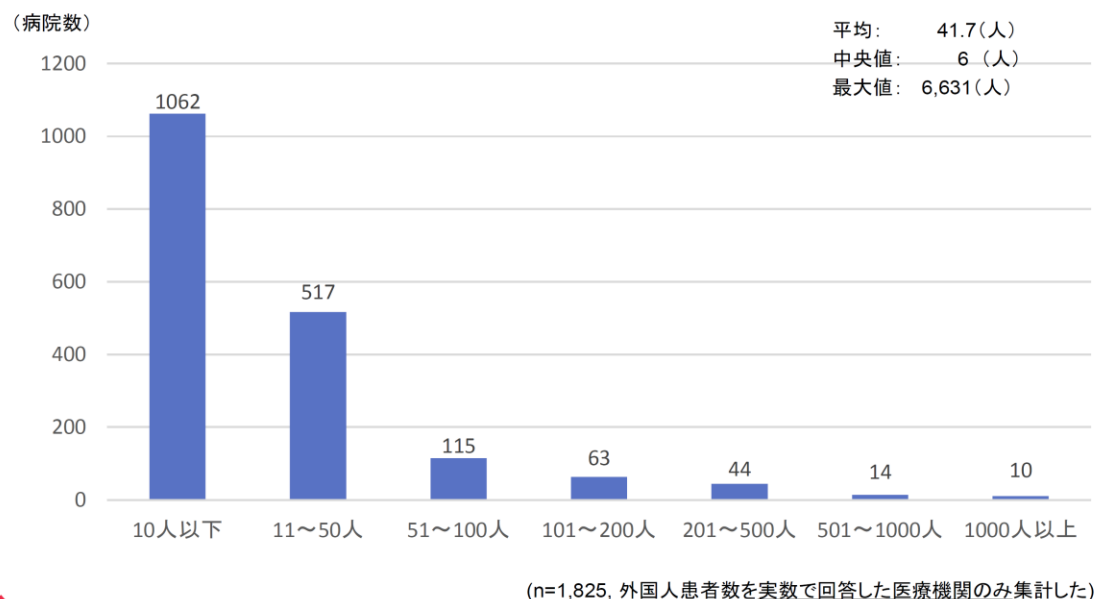
(2)外国人患者の受入れ実績

- 都道府県を通じて、全ての病院に調査を依頼したところ、3,980病院(約47%¹⁾)より回答を得た。
- 2018年10月1日～31日の外国人患者数を前向きに調査²⁾したところ、1,965病院(約49%)で外国人患者^{3,4)}の受入があった。
- 外国人患者の受入実績のあった病院において、外国人患者数が1ヶ月間で10人以下であった病院が多いものの(1,062病院)、1,000人以上受入のある病院も10病院あった。

外国人患者の受入れ実績(2018年10月実績)



病院ごとの外国人患者数(2018年10月実績)



データ出典: 厚生労働省「医療機関における外国人患者の受入に係る実態調査」(平成31年3月)

1.平成29年10月1日時点(医療施設調査)の病院数の8,417で除した。2. 2018年9月に調査票を配布し「10月1日～31日の外国人患者数を計測する」ように依頼した

3. 在留外国人・訪日外国人旅行者・医療目的に渡航する外国人患者の総数 4. 外来と入院の合計値

(3) 多言語化(医療通訳・電話通訳・自動翻訳デバイス等)の整備状況

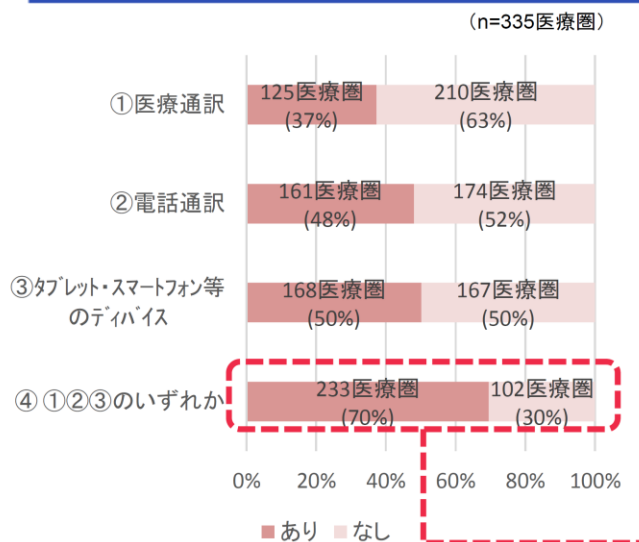
- 都道府県を通じて、全ての病院に調査を依頼したところ、5,611病院(約67%¹⁾)より回答を得た。
 - 外国人患者の受入体制は、医療圏を単位として“面的”にネットワークとして構築すべきである。
- そこで、2次医療圏ごとに見てみると

- ①医療通訳者が配置された病院がある2次医療圏は 125医療圏(37.3%)
- ②電話通訳(遠隔通訳)が利用可能な病院がある2次医療圏は 161医療圏(48.1%)
- ③タブレット端末・スマートフォン端末等の利用可能な病院がある2次医療圏は 168医療圏(50.1%)
- ④ ①②③のいずれかが利用可能な病院がある2次医療圏は 233医療圏(69.6%)

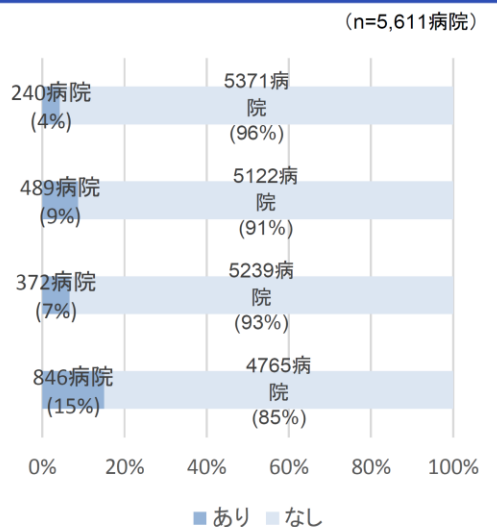
であった²⁾。

- なお、回答率が約67%であることを鑑み、多言語化の実態は上記の数値より高い可能性がある。
- 病院ごとの多言語化の状況は、中央の青色の棒グラフを参照されたい。

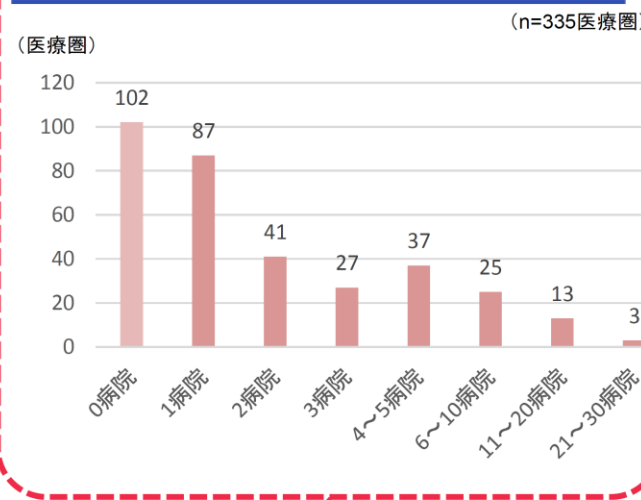
2次医療圏毎の整備状況



病院ごとの整備状況



(参考)医療圏内での
①②③のいずれかが利用可能な病院数



データ出典: 厚生労働省「医療機関における外国人患者の受入に係る実態調査」(平成31年3月)

1.平成29年10月1日時点(医療施設調査)の病院数の8,417で除した。2:平成30年度4月時点の医療圏335で除した。

(4) 訪日外国人旅行者に対する診療価格

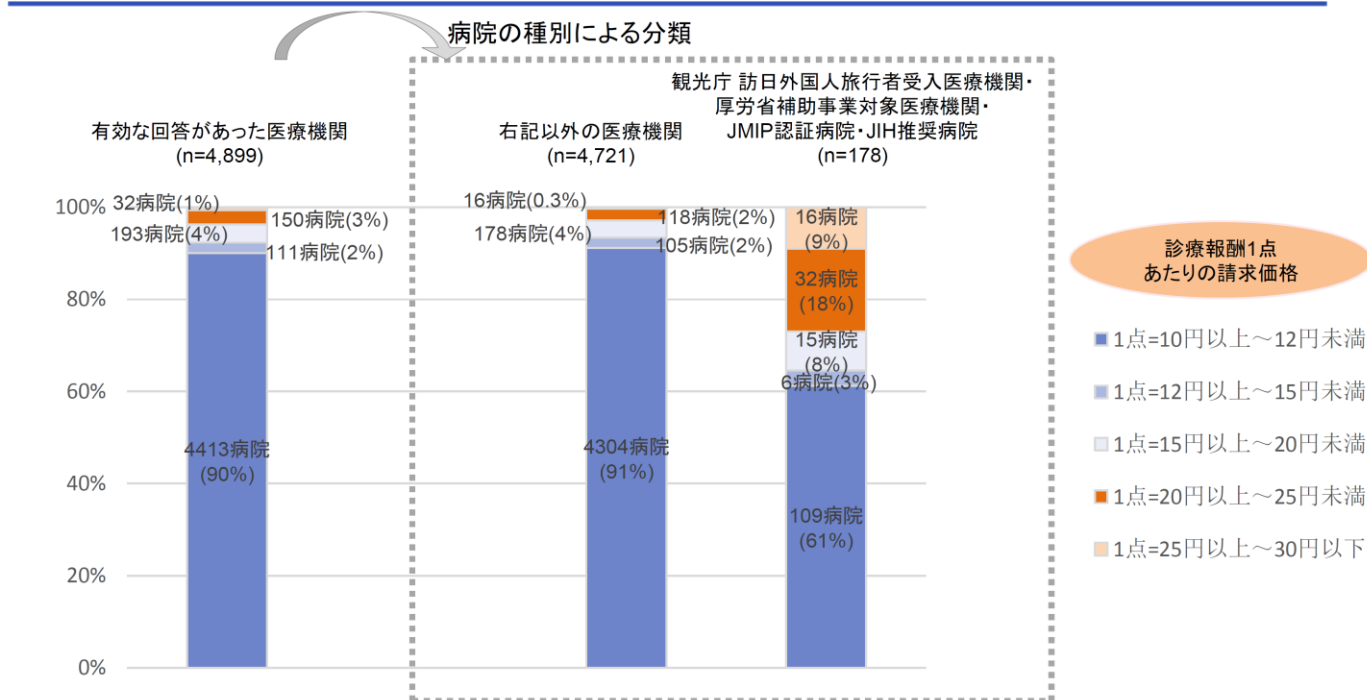
- 訪日外国人に対する診療価格を設定する際に、ほぼ全ての病院¹⁾において、診療報酬点数表を活用した倍数計算(いわゆる1点=〇〇円として換算すること)を行っていた。
- 有効な回答(n=4,899)のうち、訪日外国人旅行者への診療価格として、90%の病院は1点あたり10円(または消費税込で10.8円か11円)としていた。
- 外国人患者受入れが多い病院(n=178)²⁾に限ると、61%の病院が1点あたり10円(または消費税込で10.8円か11円)としているものの、27%の病院が1点あたり20円以上で請求していた。

訪日外国人旅行者に対する診療価格の分布

設問内容

訪日外国人旅行者に対する医療費をどのように設定しているか

- 日本の診療報酬点数表を基準とし、1点=10円で請求している
- 日本の診療報酬点数表を基準とし、1点=〇円で請求している



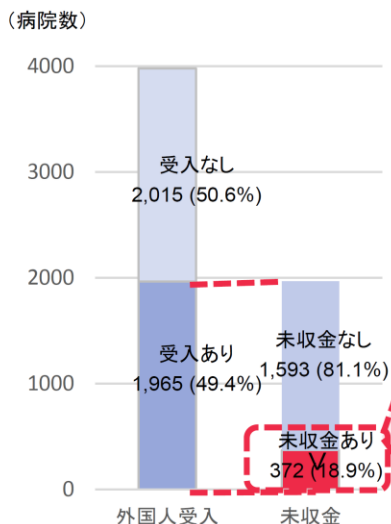
データ出典: 厚生労働省「医療機関における外国人患者の受入に係る実態調査」(平成31年3月)

- 1) 例外として、「夜間、診療報酬の計算ができない時間で且つ翌朝すぐに県外、国外へ移動する場合は、診療内容により1～6万円間の金額を請求」「時間外受診は、医療費の概算として一律 30,000円とし、後日精算の為に来院は不要」と回答した病院があった。
- 2) ①観光庁 訪日外国人旅行者受入医療機関リスト、②厚生労働省 外国人患者受入れ環境整備推進事業、③一財)日本医療教育財団 外国人患者受入医療機関認証制度、④一社Medical Excellence JAPAN (MEJ) ジャパンインターナショナルホスピタルズ(JIH)のいずれかに登録されている病院。

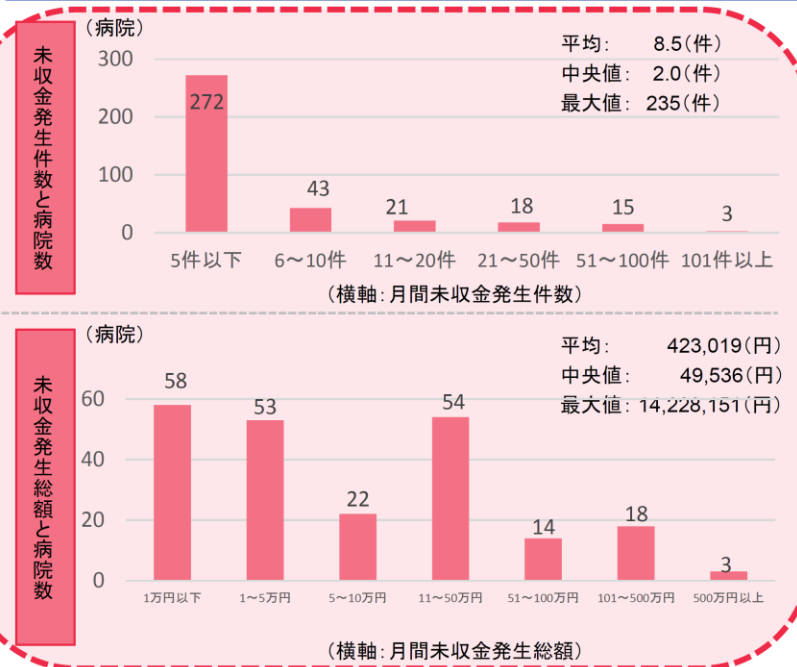
(6)未収金の発生状況

- 本調査において、未収とは「請求日より1ヶ月たっても、診療費を全額が払われていないこと」とした。
- 2018年10月1日～31日に外国人患者¹⁾の受入実績のある1,965病院において、372病院(18.9%)が、外国人患者による未収金を経験していた。
- 未収金があった病院をみると、病院あたりの未収金の発生件数は平均8.5件、総額は平均42.3万円であったが、総額が100万円を越す病院もみられた。

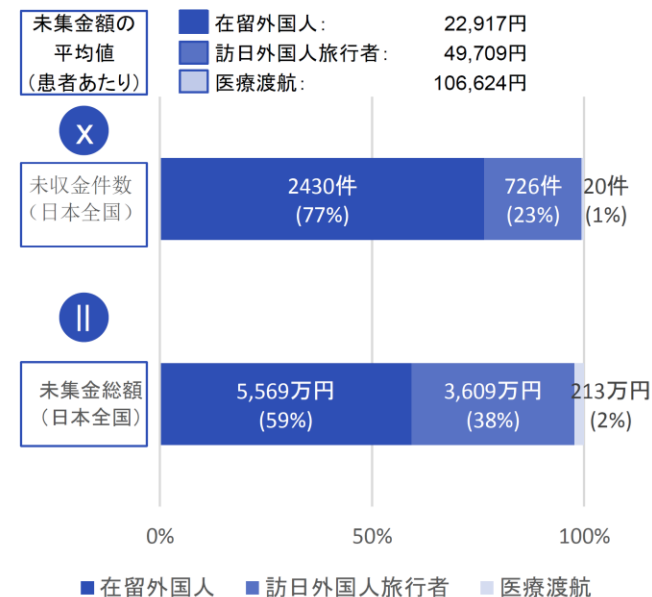
未収金が発生した医療機関



医療機関あたりの未収金件数・総額



(参考)未収金総額・件数の在留外国人・訪日外国人旅行者・医療渡航による区分³⁾

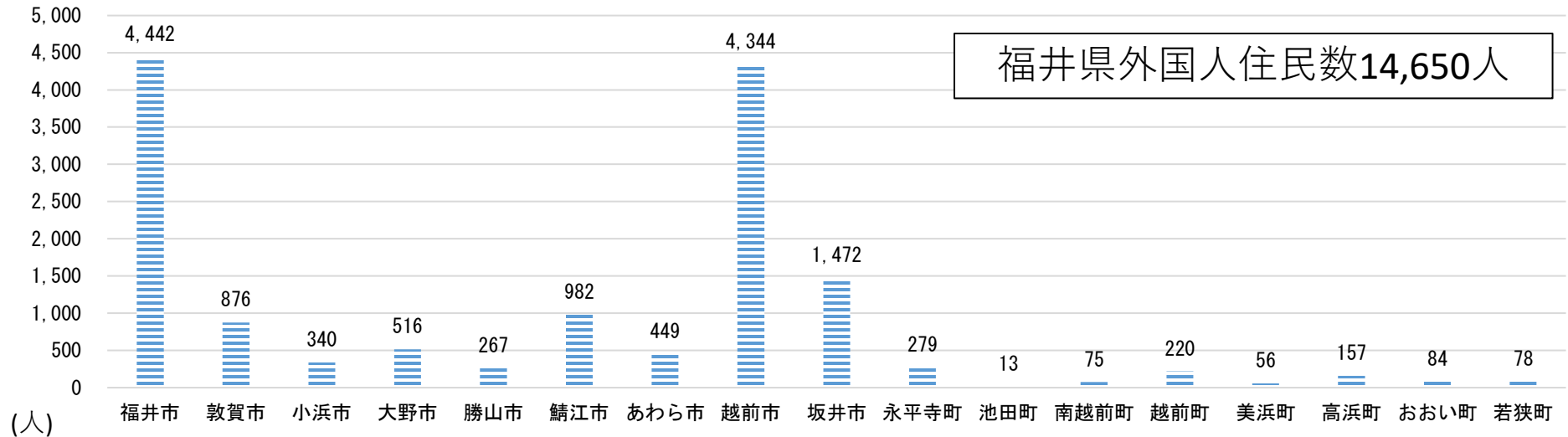


データ出典: 厚生労働省「医療機関における外国人患者の受入に係る実態調査」(平成31年3月)

1 在留外国人・訪日外国人旅行者・医療目的に渡航する外国人患者の総数 2: 未収金総額を報告した病院のみを集計した(未収金人数を報告した病院よりも少なかった) 3: ある患者が在留外国人か否かの判断は病院に委ねられた(例えば、在留資格を確認する病院もあれば、意思疎通の能力で在留外国人と判断した病院もあった)ので、在留外国人人数による未収金件数や総額はあくまでも参考とされたい。

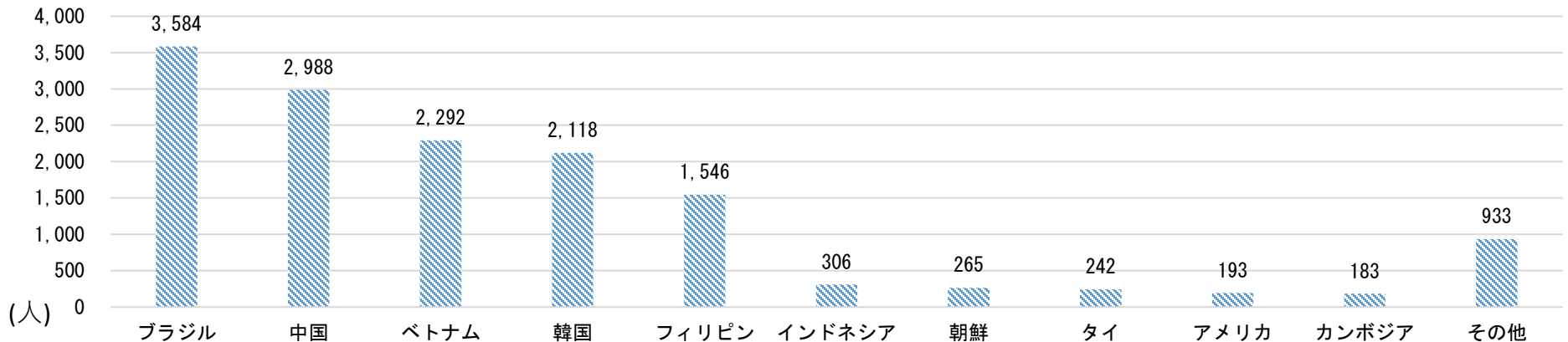
本県の市町別国籍別 外国人住民数

市町別外国人住民数



※住民基本台帳上の外国人住民数（平成30年12月末現在）

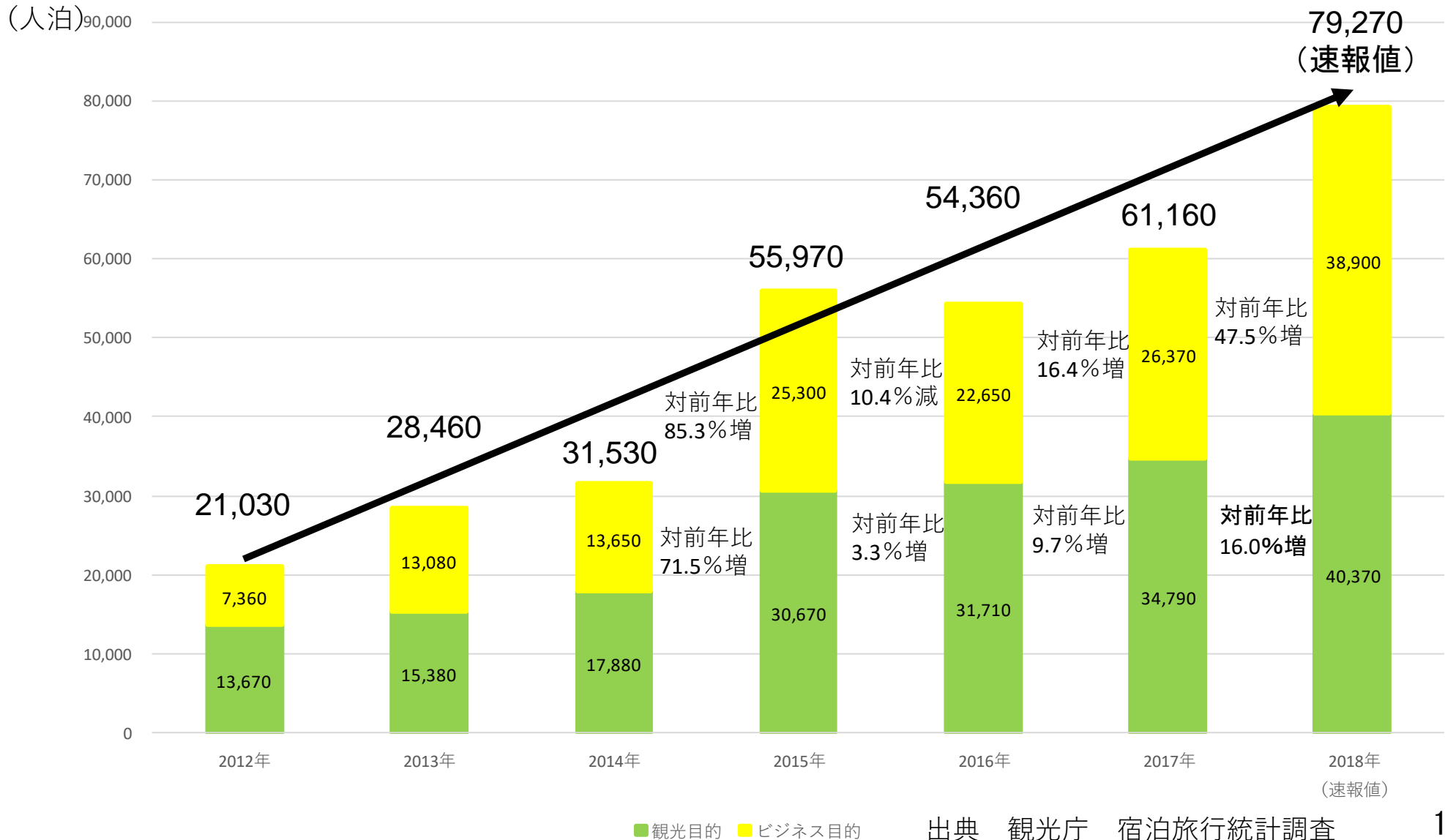
国籍別外国人住民数



※住民基本台帳上の外国人住民数（平成30年12月末現在）

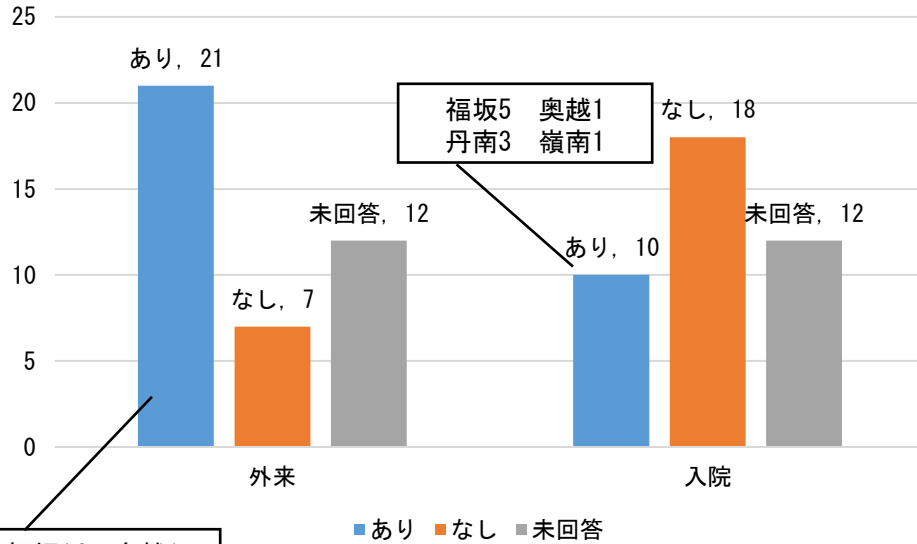
福井県内の外国人宿泊者数の推移

- 2018年は外国人宿泊者数が7.9万人（速報値）と過去最高
- 特に観光目的の宿泊者数が増加（2012年比約2.9倍）

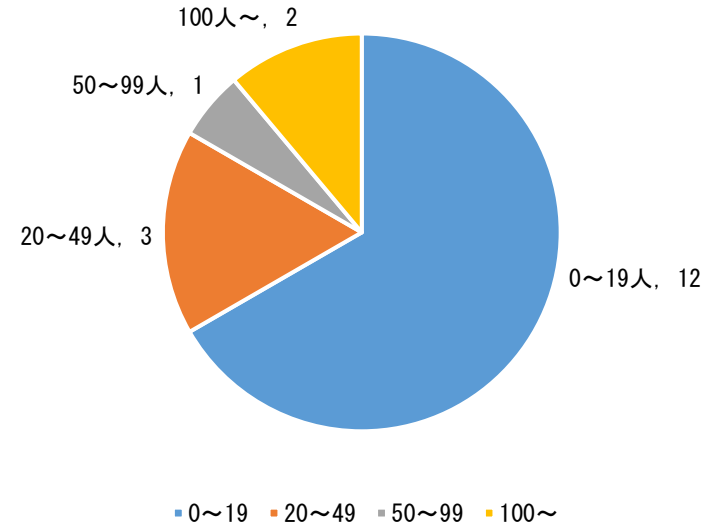


本県の外国人患者受入れにかかる調査の結果概要 (県内病院への調査 H30. 10の1か月分の状況)

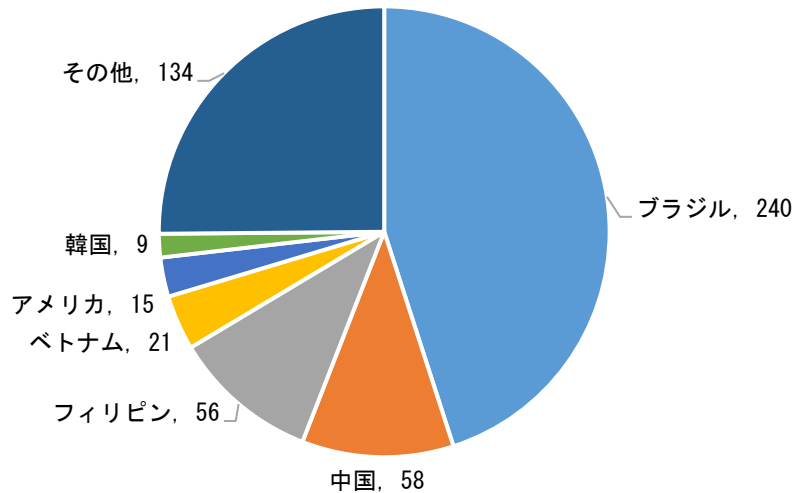
外国人患者の受入れの有無 n=40 単位:施設数



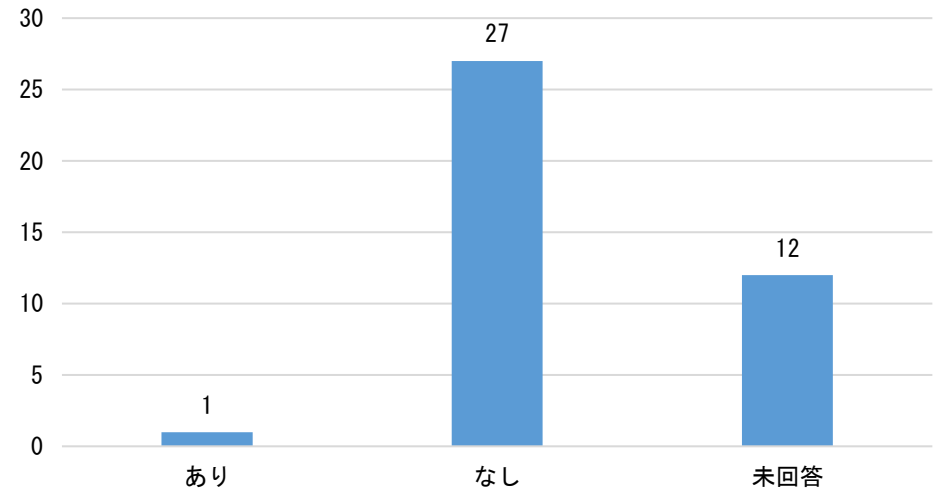
外国人患者1医療機関の受入れ数 n=18 単位:施設数



国別の患者数 n=533 単位:人



未収金の有無 n=40 単位:施設数



※厚生労働省「医療機関における外国人患者の受入に係る実態調査」(平成30年10月)から集計